

就学に向けた 特別支援教育に関する保護者への説明資料

中学校・特別支援学校中学部入学に向けて
(特別支援学級・手続き)



佐賀市教育委員会学校教育課

1 就学先（学びの場）の紹介および就学等に向けた手続き

中学校特別支援学級の紹介

- ・ 特別支援学級の特徴
- ・ 特別支援学級在籍生徒の学校生活
- ・ 特別支援学級在籍生徒の学習内容

ここでは、特別支援学級の特徴や特別支援学級に在籍する生徒の学校生活、学習内容等について説明します。

特別支援学級の特徴

1 特別支援学級の特徴

少人数という学習環境の中、生徒の特性（状況）に応じた指導の手立てを工夫し、生徒一人一人の状況に応じたきめ細かい指導・支援を行う学級

2 学級の人数（定数）（中学校）

通常の学級	特別支援学級
40人	8人 (障がい種ごとに編制)

特別支援学級は、少人数という学習環境の中で、生徒の特性に応じた指導の手立てを工夫し、生徒一人一人の状況に応じたきめ細かい指導・支援を行う学級です。障がい種によって6種類の学級があり、障がい種ごとに特別支援学級が編制されます。

学級の人数（定数）は、通常の学級が1クラス40人であるのに対し、特別支援学級は8人で、少人数での学びが可能となります。特別支援学級は定数が8人ですので、入級する生徒が9人になると、2学級になります。

特別支援学級在籍生徒の学校生活(中学校)

○小学校と同じ点

特別支援学級在籍の生徒は、**2つの学級(学びの場)**で学校生活をおくりま

特別支援学級
(在籍学級)

通常の学級
(交流学級)

- ・在籍学級は特別支援学級で、担任は在籍する特別支援学級の担任の先生。
- ・学習は、特別支援学級で少人数という学習環境の中で、生徒の状況に応じた学習内容や学習方法で学習する。
- ・交流学級(通常の学級)の一斉指導で適応できる教科は交流学級で学習する。給食やそうじ等も交流学級で活動できるようにであれば交流学級で過ごす。
- ・一人一人の生徒の状況に応じた時間割が作成される。

特別支援学級在籍生徒の学校生活(中学校)

○小学校と違う点

- ・中学校の授業は、教科担任制なので通常の学級では、教科担当の先生がそれぞれの教科を授業する。教科によって授業する先生が変わる。
- ・特別支援学級でも、教科を担当する先生がそれぞれの教科を授業する。小学校と違って、特別支援学級担任の先生がすべての教科を授業する形ではない。
※指導体制(授業形態、時間割等)については、各中学校でいろいろ工夫されている。
- ・中学校卒業後の進路によって、特別支援学級で学習する教科や交流学級で学習する教科が関係してくる。学校と保護者との進路を見据えた相談が必要になる。

特別支援学級在籍生徒の学習内容

～知的障害特別支援学級～

【生徒の状況に合わせた学習内容】

- 通常の学級に準じた学習内容
- 特別な教育課程による学習内容
- ☆下学年の学習内容
- ☆知的障害特別支援学校の教科等を参考にした学習内容
- ※学習内容に応じた教科書を使用

国語	保健体育
社会	職業・家庭
数学	特別の教科 道徳
理科	総合的な学習の時間
音楽	特別活動
美術	自立活動
外国語	

自立活動

知的障害特別支援学校の教科等を参考にした学習内容の場合のみ、教科等を合わせた指導を行うことが可能

- ・日常生活の指導
- ・生活単元学習
- ・作業学習

中学校の特別支援学級に在籍する生徒の学校生活について説明します。中学校の特別支援学級に在籍する生徒の学校生活は小学校と同じことと、小学校とは違うことがあります。

小学校と同じことは、特別支援学級と交流学級の2つの学級を使って学校生活をおくるという点です。

どの教科をどちらの学級で学習するかは、小学校の時と同じように学校と保護者の方と相談した上で決定します。そして、特別支援学級の生徒は、小学校と同じように一人一人の状況に応じた時間割が作成されます。

小学校と違うことの1つめは、教科担任制なので、特別支援学級に在籍する生徒が、特別支援学級で学習する場合もそれぞれの教科の担当の先生が授業しなければならないようになっていきます。特別支援学級での指導体制(授業形態、時間割等)は、各中学校でいろいろ工夫されています。

小学校と違うことの2つめは、中学校卒業後の進路によって特別支援学級で学習する教科と交流学級で学習する教科が変わってくる可能性があることです。そのため、早めに卒業後の進路を見据えた保護者と学校が相談することが必要になります。

特別支援学級在籍生徒の学習内容は、知的障害学級では通常の学級と同じ教科等の学習内容に加え、知的発達状況に応じた特別な教育課程による教科等の学習が認められています。

特別な教育課程の一つは、下学年の学習内容を学習することができる点です。さらに、生徒の知的発達状況によっては、知的障害特別支援学校の学習内容を参考にした学習内容を学習することができる点です。この場合は、「日常生活の指導」や「生活単元学習」「作業学習」など、生徒の生活に密着した題材を取り入れながら、いくつかの教科を組み合わせた学習を進めていくことも可能です。

知的障害特別支援学校の教科等の学習内容を参考にした学習内容を学習する場合は、知的障害特別支援学校で使用している教科書(☆本)や一般図書を使用して学習することもできます。

また、「自立活動」が時間割上に位置づけられ、一人ひとりの生徒の状況に応じた活動を行います。

特別支援学級在籍生徒の学習内容(中学校)

～知的障害学級在籍生徒(中学1年生)の時間割例～

	月	火	水	木	金
1	国語	社会	外国語	理科	数学
2	外国語	数学	技術・家庭	社会	国語
3	数学	自立活動	理科	道徳	理科
4	音楽	国語	数学	保健体育	社会
5	理科	外国語	作業学習	総合	作業学習
6	社会	美術		総合	学活

～知的障害学級での学習例～

- ・自立活動(健康の保持や人間関係の形成に関わること)
 - ・国語、数学、外国語、音楽
(知的障害特別支援学校の教育内容を参考にした学習内容等)
 - ・作業学習
(知的障害特別支援学校の教育内容である国語と算数と外国語を組み合わせた学習)
- ☆この他、学習内容によっては随時特別支援学級での学習を行う。

これは、知的障害特別支援学級に在籍する中学校1年生生徒の時間割例です。この生徒は、国語と数学、外国語と音楽を知的障害特別支援学校の学習内容で学習をすすめることにしました。

色がついているところが、特別支援学級で学習する時間です。特別支援学級では、健康の保持や人間関係の形成に関わる学習の「自立活動」、知的障害特別支援学校の教育内容を参考にした学習内容等の「国語」と「数学」と「外国語」、教科を組み合わせた「作業学習」の時間を特別支援学級で学習しています。「作業学習」は小学校にはない中学校で行われる学習です。

中学校でも、知的障害特別支援学校の学習内容ではなく、同学年の学習内容や下学年の学習内容で学習を進める場合は、「日常生活の指導」「生活単元学習」「作業学習」といった教科を組み合わせた学習は設定できません。

このほか、学校行事の時期などは、状況に応じて随時、特別支援学級で学習を行っています。

「作業学習」は、文字通り、作業活動を学習の中心にしながら、働く意欲を養い、将来の職業生活や社会自立に必要な事項を学びます。これらの制作物は、中学校の知的障害特別支援学級の作業学習で生徒が製作したものです。根気強く作業を続けること、協力して作業を行うことなど、生徒の実態に合わせて、活動内容が決まります。

特別支援学級在籍生徒の学習内容(中学校)

～知的障害学級～(中学校1年生の場合)

知的障害特別支援学校の学習内容を学習する場合に、教科の目標や内容を組み合わせた学習として設定する「作業学習」



作業活動を学習の中心にしながら働く意欲を養い、将来の職業生活や社会自立に必要な事項を学ぶ

支援学級在籍生徒の学習内容(中学校)

～知的障害特別支援学級以外の特別支援学級～

【基本的には通常の学級に準じた学習内容】

- ※同学年の教科書を使用
- ※生徒の状況に合わせた学習内容(下学年の内容等)を学習することもできる 特別

自立活動

国語	保健体育
社会	技術・家庭
数学	特別の教科 道徳
理科	総合的な学習の時間
音楽	特別活動
美術	自立活動
外国語	

中学校の「知的障害学級以外の特別支援学級」では、小学校と同じように基本的には通常の学級の学習目標・学習内容に準じた「各教科等の学習」と「自立活動」を学習します。

ただ、知的な発達の遅れを合わせもつ生徒に対しては、下学年の内容等、生徒の状況に合わせた学習内容を学習することもできます。

特別支援学級在籍生徒の学習内容(中学校)

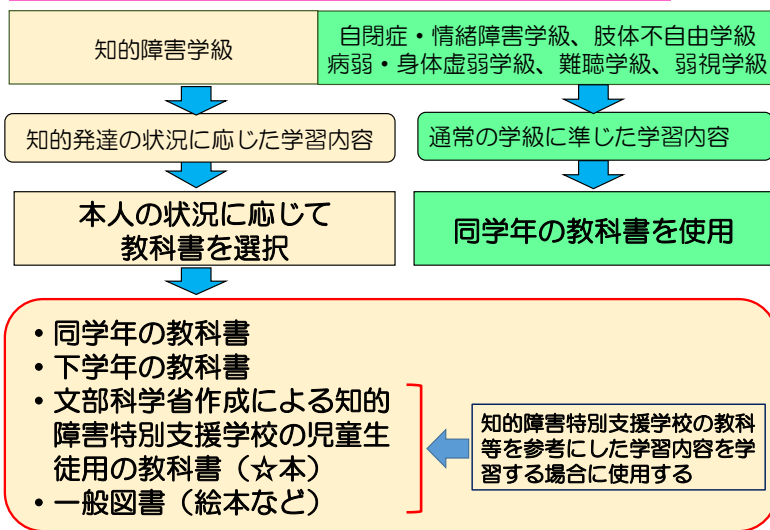
～自閉症・情緒障害学級在籍生徒(中学1年生)の時間割例～

	月	火	水	木	金
1	国語	社会	外国語	理科	数学
2	外国語	数学	技術・家庭	社会	自立活動
3	数学	自立活動	理科	道徳	理科
4	音楽	国語	数学	保健体育	社会
5	理科	外国語	国語	総合的な学習の時間	外国語
6	社会	美術		総合的な学習の時間	学活

～自閉症・情緒障害学級での学習例～

- ・自立活動(コミュニケーションについて学ぶ学習)
 - ・国語、数学、外国語、音楽、道徳(集中力を持続することが苦手なため、授業時間をいくつかの学習サイクルに区切っての学習)
- ☆この他、学習内容によっては随時特別支援学級での学習を行う。

特別支援学級在籍生徒が使用する教科書



これは、自閉症・情緒障害学級に在籍する中学校1年生の時間割例です。この生徒は、基本的にはどの教科も中学1年生の内容を学習します。ただ、集中力を持続することが苦手なため、週に1時間の「自立活動」のほか、「国語」と「数学」と「外国語」、「道徳」「音楽」は特別支援学級で50分間の授業時間をいくつかの学習サイクルに区切って学習しています。

色のついている時間が、特別支援学級で学習する時間です。このほか、学校行事の時期などは、状況に応じて随時、特別支援学級で学習を行っています。

特別支援学級に在籍する生徒が使用する教科書について説明します。

知的障害学級に在籍する生徒は、生徒の知的発達の状況に応じて学習内容を設定しますので、使用する教科書も同学年の教科書のほか、下学年の教科書を使用することができます。さらに、知的障害特別支援学校の教科等を参考にした学習内容を学習する生徒は、知的障害特別支援学校が使用する文部科学省により特別に作成された☆本と呼ばれる教科書や絵本などの一般図書の中から教科書を選んで使用することができます。

知的障害学級以外の特別支援学級に在籍する児童は、基本的にどの教科も同学年の学習内容を学習しますので、使用する教科書も同学年の教科書を使用します。

特別支援学級在籍生徒の学習内容(中学校)

自立活動

※通常の学級にはない特別支援学級のための学習内容
※生徒一人一人の状況に応じて、週に1時間以上時間割上に位置づけ

一人一人の児童生徒が自立をめざし、障がいによる学習上または生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取り組みを促す教育活動

自立活動の内容

①健康の保持	②心理的な安定
③人間関係の形成	④環境の把握
⑤身体の動き	⑥コミュニケーション

6つの区分の中から、各自に必要な内容を選び、関連づけて指導内容を設定する。

「自立活動」は、一人一人の子どもが自立をめざし、障がいによる学習上または生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取り組みを促す教育活動です。

自立活動の内容は、基本的な行動を行うために必要な要素と障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服するために必要な要素を6つの区分に分類・整理し、6つの区分の中の項目から、一人一人の子どもについて、必要な項目を選び、関連づけた上で自立活動の内容を設定しています。

就学先（学びの場）の紹介および就学等に向けた手続き

中学校の特別支援学級への入級に向けた手続き

- ・ 就学までのながれ（別紙資料3）
- ・ 佐賀市教育支援委員会での意見書発行

中学校の特別支援学級への入級に向けた手続き

学校での様子

検査結果や診断書

佐賀市教育支援委員会

お子さんにとって最もふさわしい**就学先（学びの場）**を総合的に判断

意見書

（特別支援学級（障がい種）での指導が適当と判断する）

※中学校の特別支援学級への入級には、**佐賀市教育支援委員会の審議に基づく意見書（特別支援学級での指導が適当）**が必要

佐賀市教育支援委員会の審議に必要な検査報告書や診断書

障害種 添付資料	特別支援学校・特別支援学級						通級指導教室	
	視覚	聴覚	知的	自閉症・ 情緒障害	肢体	病弱	ことば	まなび
知能検査・検査報告書 (田中ビネー・WISC等)			○	○			○	○
検査結果・報告書 (視力・聴力・ことば等)	○	○					○	
診断書				○	○	○		○ <small>チェックシート</small>

検査報告書や診断書の発行に時間がかかる場合がありますので、計画的に早めの準備をお願いします

相談機関・医療機関一覧【別紙資料4】

「中学校の特別支援学級への入級に向けた手続き」について説明します。【別紙資料3】の「就学までのながれ」も合わせてご覧ください。

中学校の特別支援学級へ入級するには、生徒の状況について佐賀市教育支援委員会での審議判断に基づく意見書が必要です。佐賀市教育支援委員会の委員は、医師、大学の先生、特別支援教育に携わる先生たちで構成されています。

佐賀市教育支援委員会では、一人一人の生徒について、学校での状況を検査結果、診断書等をもとに委員が慎重に審議、判断し、生徒の状況に応じて最も適正と考えられる学びの場を専門的な立場から総合的に判断します。そして、最も適正だと考えられる就学先（学びの場）を意見書という形で示されます。

特別支援学級へ入級するためには「特別支援学級（障がい種）での指導が適当と判断する。」という意見書が必要です。特別支援学級の障がい種についても佐賀市教育支援委員会での判断した障がい種が意見書に示されます。

特別支援学級への入級についての審議は、第5回教育支援委員会【12月12日（木）】までで終了しますので、9月いっぱいを目途に、特別支援学級への就学の意向を決定し、佐賀市教育支援委員会の審議に必要な報告書や診断書を準備していただくようにお願いします。

佐賀市教育支援委員会での審議には、生徒の状況が分かる検査結果や診断書等が必要です。

知的障害学級への入級を審議する場合は知能検査報告書が必要です。自閉症・情緒障害学級への入級を審議する場合は診断書と知能検査報告書が必要です。病弱・身体虚弱学級、肢体不自由学級、難聴学級、弱視学級等への入級を審議する場合は、診断書や検査結果報告書が必要です。

知能検査報告書につきましては、児童の最新の状況を知るため、審議時の学年を含め3年以内に実施したものをお願いしています。準備する書類によっては、時間がかかるものもあります。計画的に早めに準備をお願いします。

相談機関や医療機関の一覧は【別紙資料4】に掲載していますので、参考にしてください。

特別支援学級入級へのながれ

《佐賀市教育支援委員会の審議に基づく意見書発行》



《入級承諾書の提出》

教育支援委員会の判断による意見書が発行されたら、**保護者は12月までに、中学校の校長あてに入級承諾書を提出します。**

入級承諾書の提出により、特別支援学級への入級が決定します。入級承諾書を提出後は、中学校と相談しながら、4月の入学・入級の準備を進めてください。

佐賀市教育支援委員会での審議判断に基づく「特別支援学級での指導が適当と判断する。」という意見書が発行されたら、次に入学予定の中学校の校長あてに入級承諾書を提出することが必要です。

入学前ですが、12月までに入学予定中学校の校長あてに入級承諾書を提出してください。入級承諾書は中学校にありますので、中学校から連絡があると思います。入級承諾書の提出後は、中学校と相談しながら4月の入学および特別支援学級への入級に向けて準備を進めてください。

特別支援学級を見学する場

中学校特別支援学級見学会【7月～10月】

■対象（小学6年生および保護者）

- ・特別支援学校か特別支援学級か、就学先を迷っている方で、特別支援学級の見学を希望される方
- ・特別支援学級への入級を考えている方や迷っている方で、特別支援学級の見学を希望される方

■内容

- ・中学校の特別支援学級の教育内容等の説明
 - ・学校の概要説明
 - ・特別支援学級の教室見学
 - ・中学校への個別相談 等
- ※学校教育課職員が同行

■申込み

- ・小学校を通じて学校教育課へ申込み

佐賀市立中学校の特別支援学級を見学する場として、「中学校特別支援学級見学会」を実施します。

対象は、小学6年生および保護者の方で、特別支援学校か特別支援学級か就学先を迷っている方、特別支援学級への入級を考えている方や迷っている方が対象です。

「中学校特別支援学級見学会」の内容は、中学校の特別支援学級の教育内容等の説明および特別支援学級の教室見学です。また、中学校にお子さんのことについて個別に相談することもできます。ただ、「中学校特別支援学級見学会」の時間帯は、中学校生徒が下校した後の午後4時頃からの45分程度です。そのため、特別支援学級の授業の様子はご覧いただけません。

見学を希望される方は小学校へ申し込んでください。

お問い合わせ・ご相談先

就学に関する問い合わせや相談

○未就学児

佐賀市役所 保育幼稚園課 幼保支援係
【1階59～62番窓口】（電話 40-7290）

○小学生

佐賀市教育委員会 学校教育課 特別支援教育係
【佐賀市役所大財別館 3階】（電話 40-7374）

障がい者手帳や放課後デイサービス等、佐賀市の障がい者福祉サービスに関する問い合わせや相談

○佐賀市役所 障がい福祉課 発達支援室
【1階63番窓口】（電話 40-7248）

今後、就学に関するお問い合わせやご相談は、それぞれの小学校や学校教育課へご連絡ください。

また、佐賀市では日常生活の支援など、いろいろな障がい者福祉サービスを受けることができます。【別紙資料5】「障がい者手帳について」をご覧ください。「放課後等デイサービス」に関すること等については、障がい福祉課へ直接お問い合わせください。